

地 域 計 画

策定年月日	令和 6 年 3 月 29日
更新年月日	()
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	茂原市 (122106)
地域名 (地域内農業集落名)	七渡地区 (七渡)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	151.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	137.7 ha
② 田の面積	58.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	92.5 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	52.3 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	45.2 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	79.0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	37.3 ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

本地区では年々担い手農業者が減少し、高齢化が進んでいます。また、自作している農地でも、担い手の目途が
ついていない農家が多くなっています。それに伴い貸付希望の農地も増えてきていることから、これらの農地を地区
内外の中心経営体へ貸付け、優良農地として保全し、遊休農地の解消に努めていく必要があります。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

本地域は、砂壤土からなる畑作地帯であり、露地野菜(長ネギ栽培)中心とした地域であります。しかしながら、
年々、兼業農家が増え、専業農家は、数える限りになってきて、長ネギ栽培も減少しています。
水田については、中心体となる認定者がいることから現状を維持することが出来ると思われるが、畑作について
は、担い手となるべき農業者が年々減少する中で、管理が不十分になり、農地の優良化は困難になりつつありま
す。このため、本地域では効率的な農機具の確保及び長年生産している長ネギのブランド化など、市、農協に支援
をお願いし、就農者の確保・育成に努めてまいります。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がな い範囲で農業を担う者により農地利用を進めます。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	25.7%	将来の目標とする集積率	32.8%
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
ライスセンターを中心として集約化し、団地面積の拡大を進めていきます。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
優良農地の保全は中心経営体である認定農業者、新規就農者、農業法人等が担っていきます。また、規模拡大を希望する経営体及び入作を希望する農業者、新規就農者の受け入れを積極的に推進することにより、更なる農業生産の向上及び優良農地の確保・保全に努めていきます。
(2)農地中間管理機構の活用方法
七渡地区を重点実施地区とし、将来の農業を目指すため、農地を集約化することが必須であります。そのためには、農地所有者は貸し借りに関わらず、原則として農地中間管理機構を活用し、農地の保全に努めていきます。認定農業者が病気やケガ等の事情で農業経営の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう機構を通じて、中心経営体への貸付を進めていきます。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産性の向上を図るため、農地の集積を積極的に実施し、大規模区画整備を検討します。また、稲作経営での基盤である用水路が、本地区では老朽化し用水路の確保が年々厳しくなっています。このことから、国・県・市の各種補助事業を活用し、基盤整備事業に取り組めます。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の中心経営体が、新規就農者に対し農業技術の教示、経営指導にあたります。また、新たな農業経営に取り組む場合は、国・県・市及び関係機関の協力・支援を得て、農業経営の安定に努めていきます。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組
本地域の農業者は、選別機などの機械を戸々で設置し、集出荷をしています。近年、農産物の価格が安定せず農業所得が減少し、農機具の確保が難しくなっています。このため農協等は、地域農業の経営の安定化、農家の省力化を目指すために、色々な設備設置、大型機械の導入を計画的に設置してくれています。このことから、農産物の生産性の向上と経営の安定を図るためにも、農協等が設置した施設等を積極的に活用、委託し、本地域の担い手の確保及び農業の経営の安定を図っていきます。
(6)農業用施設の整備に関する取組
本地域には、ライスセンターが1か所あります。水田農家は、年々減り、ライスセンターを頼る農業者が増え、センターの規模拡大を考えていかねばなりません。米の単価が今後も不安定な状況下にあることから、計画的に施設整備をはかっていかねばなりません。しかしながら、現状は設備投資をするだけの資金がないことから、市及び農業協同組合の支援を受けながら整備しつつ、本地域の農業の発展に努めてまいります。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①鳥獣被害防止対策 地域による鳥獣害対策(侵入防止柵や檻の設置状況)や捕獲体制の構築等に取り組めます。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農法	A	水稻・畑作	21.0 ha	ha	水稻・畑作	22.2 ha	ha		
認農	B	畑作	0.3 ha	ha	畑作	0.6 ha	ha		
認農	C	畑作	1.5 ha	ha	畑作	1.5 ha	ha		
認農	D	水稻	1.1 ha	ha	水稻	1.1 ha	ha		
認就	E	畑作	3.5 ha	ha	畑作	3.8 ha	ha		
認農	F	水稻	0.0 ha	ha	水稻	0.3 ha	ha		
認農	G	水稻・畑作	0.8 ha	ha	水稻・畑作	1.3 ha	ha		
認農	H	水稻・畑作	2.4 ha	ha	水稻・畑作	3.7 ha	ha		
認農法	I	水稻	0.0 ha	ha	水稻	5 ha	ha		
認就	J	水稻・畑作	2.7 ha	ha	水稻・畑作	3.5 ha	ha		
認就	K	水稻・畑作	2.2 ha	ha	水稻・畑作	2.2 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	11経営体		35.5 ha	0 ha		45.2 ha	0 ha		

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--